

平成30年8月30日

ゴミの収集・分別の適正な取り組みについて

株式会社JP RESERVE

～取り組みの背景～

これまで京都市においては、事業ゴミの収集分別については定められておりましたが、一般廃棄物と資源ゴミの大きく2種の分別で行政のごみ処分所も受け入れを行ってきておりました。しかし・・・

- ・観光都市京都市の強い行政施策の推進(例年、観光客の増加が記録を更新し続けている)
- ・環境省よりの特別な指導が京都市になされたこと(ゴミの収集運搬が民間委託が開始され、京都市処分所のゴミは減少しているが県外の処分所に持ち込みされており、結果的に京都市から排出されるゴミは年を追うごとに増加。)
- ・世界的な日本からの廃プラスチックゴミの受け入れ拒否(中国等アジア圏の港は日本のプラスチックゴミの受け入れ拒否が先月より開始)され、次年度に控えたG20の加入を控え、日本のゴミの処分についてはこれまで以上に厳格な対応を迫られて参ります。

上記の主とする理由により、京都市(環境政策局)においては**事業ゴミの収集運搬事業者、事業主の契約有無、ゴミの適正分別の2点**を中心として、特に、昨今社会問題となっております民泊(簡易宿泊所)のゴミ問題に注目して、徹底した指導を開始しており、すでに6月中旬以降、営業停止、指導・勧告を受けた施設については、Airbnbなどの主要サイトへ働きかけ、掲載停止などの措置を進めています。

適切なゴミの収集運搬契約について

これまで、民泊(簡易宿泊所)のゴミについては、清掃会社(室内クリーニング会社)が清掃の時に持ち帰り、処分するという方式が一般的に取られておりましたが、これらについては完全に違法扱いとして、行政指導がなされております。
なお、こちらの指導については、排出者責任者である事業主(オーナー)が負うこととなります。
また、法令上の管理者となる当社全体にも行政からの厳しい指導が生じることとなります。

ゴミの収集・運搬に係る 行政指導

契約の有無



事業主(オーナー) = 『旅館業の営業許可証に記載される営業者』が自ら、清掃やゴミの回収を行い、公共機関のクリーンセンターやリサイクルセンターに持ち込むことは可能。
現状、それら条件を満たすケースは非常にまれで行政指導が強く行われています。

違法
1,000万円以下
の罰金
その他

Airbnbへの連絡による掲載
停止

営業停止措置(HP等への
公開措置)

公共のゴミ袋を利用



ハウスクリーニング会社によるゴミの持ち帰り



※一般廃棄物、運搬事業者の公的資格がある場合は対象外だが専用の収集運搬車や専門的な設備が必要となる。

不法投棄



適切なゴミの収集運搬契約に対応するために

簡易宿泊所から、ゴミを持ち返ることは事業主本人でない場合は、困難となるため、ゴミ保管場所の設置(ゴミストッカー)と、ゴミの収集契約が必要です。

施設にゴミを保管できるストッカーの設置



適正な保管・契約

ゴミの収集契約の締結



- ◎廃棄物 収集・運搬 契約(一般廃棄物・資源ゴミ)
 - ◎産業廃棄物 収集・運搬 契約
- 2本の契約が必要

適切なゴミの分別に関する大きな変更点

これまで一般廃棄物、資源ゴミを大きく分けて分別することで回収がなされており、産業廃棄物については発生都度に依頼する方式を取っておりました。しかし最近では、分別が行われていないゴミは処分所が受け取りを拒否する事例が相次いで発生しており、結果的にゴミ収集事業者が回収することができないという事態が発生しております。小規模のゴミ収集事業者は事業主の強い要望により、現在も2種分別のみで収集を受けておりますが、京都市の意向次第でいつ、指導が行われるか不安な状態でぎりぎりの対処を続けているのが実情です。

適正なごみの分別

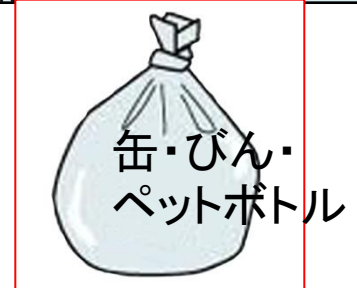


事業主『営業許可証に記載される営業者』の排出者責任となります。

指導・勧告・
営業停止

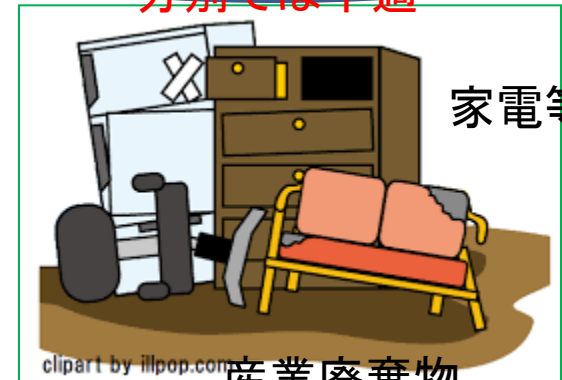


一般廃棄物



資源ゴミ

これまでの3種
分別では不適



産業廃棄物

処分所への一斉立ち入りやゴミ収集車の抜き打ち検査として荷台をいきなり開けさせ、指導、勧告、営業停止させるなどの、処分所、収集業者へ厳しい措置が取られており、結果的にゴミの分別が成されていない状況では、回収されない情勢に変わりつつあります。弊社の予想ではございますが、現在は急激な情勢変更の為、行政も指導に留まる形で対応しておりますが、次年度1月頃(G20調印のタイミング)には一斉に厳しい状態へ移行されることが予想されます。またG20の結果如何によって、日本からのプラスチックゴミの受け入れを世界中から拒否される事態も想定され、廃プラを始めとする産業廃棄物の回収コストの上昇も見込まれています。

適切なゴミの分別方法

特に、一般廃棄物内にこれまで意識なく廃棄されていた廃プラスチックについては、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として別途分別が必要となり、汚れが不着した状態では産業廃棄物にも出すことが出来ない為、洗浄などの対処を施して出す必要があります。

一般廃棄物



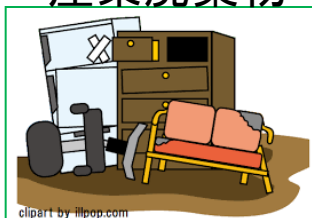
- ◆食品の食べ残し、調理くず、汚れの有る紙くず、衣類(レインコートを除く) 割りばし、汚れの有る紙製、布制アメニティ品 **(一般廃棄物) ①**
- ◆紙類(新聞、段ボール、OA用紙、雑誌、紙袋、空き箱、カタログ等) **(紙、資源ごみ) ②**
- ◆弁当、カップ麺、ラップ、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、 **(産業廃棄物) ③ 汚れた状態、濡れた状態では出すことが一切不可。洗浄が必要。**

資源ゴミ



- ◆アルミ缶 **(資源ごみ) ④ 中身を抜いた洗浄が必要**
- ◆スチール缶 **(資源ごみ) ⑤ 中身を抜いた洗浄が必要**
- ◆ペットボトル **(資源ごみ) ⑥ 中身を抜いた洗浄が必要**
- ◆びん **(産業廃棄物) ⑦ 中身を抜いた洗浄が必要**

産業廃棄物



- ◆廃家電、家具などの産業廃棄物 **(産業廃棄物) 都度**
- ◆電池 専門事業者との収集契約 ※今後対処

主として

- ・7種の分別対応
- ・ゴミに合わせた適正な対処

が必要となります。

主とした運用方法の変更①

下記、主要な取組みを取り、適法運営が可能な施設として永続的な経営に取り組みます。

- ①ゴミの分別をお客様に指導 ②清掃時における適正な対処 ③ごみの適正収集・運搬への対応

①
ごみの分別のお客様指導

1. お客様が容易に視認できる分別ごみ箱の設置



2. お客様対面時の分別対処法の説明、マニュアルの設置



お客様へのレクチャー

詳細なマニュアルの設置



②
清掃時における適正な対処

3. 清掃スタッフによる再分別仕分け、保管



- ◆分別、洗浄状況の確認・再対応
- ◆ゴミの保管

現状の清掃人員では困難な為、追加人員を手配致します。



※しかし、お客様による分別は、ほぼ、困難になると予想されます。

主とした運用方法の変更②

1. 屋外ゴミストッカーへ設置し、 定期自動収集



- ◆ **(一般廃棄物)** 食品の食べ残し、調理くず、汚れの有る紙くず、衣類(レインコートを除く)
割りばし、汚れの有る紙製、布制アメニティ品

一般廃棄物については、屋外にストッカーを設置し、定期的に収集

- ◆ **(資源ごみ)** アルミ缶
- ◆ **(資源ごみ)** スチール缶
- ◆ **(資源ごみ)** ペットボトル
- ◆ **(資源ごみ)** 紙類(新聞、段ボール、OA用紙、雑誌、紙袋、空き箱、カタログ等)

資源ごみは屋外にストッカーを設置できる施設は保管、ストッカー設置が困難な施設は持ち帰り回収致します。(資源ごみの収集は、リサイクル資源の移動であり違法ではありません。)

2. 産業廃棄物専用保管BOXを作り、 都度収集依頼、立合い



(保管するゴミ)

- ◆ **(産業廃棄物)** 弁当、カップ麺、ラップ、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール
- ◆ **(産業廃棄物)** びん
- ◆ 廃家電、家具などの産業廃棄物 **(産業廃棄物) 都度**

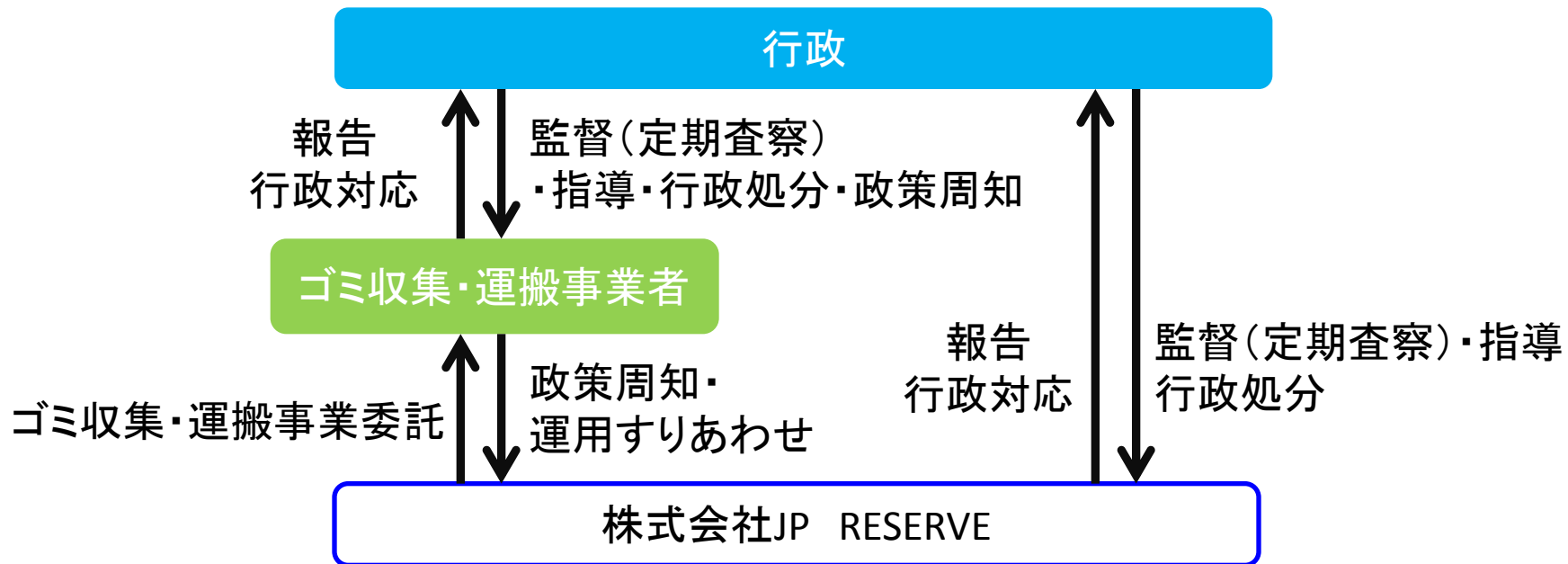
◆ 電池 専門事業者との収集契約

屋内、もしくは、屋外に大型ストッカーを設置し、満杯になるまで保管を行います。

産業廃棄物の収集については、**専用の収集車の手配が必要**で、かつ、**立合いを伴って伝票での手配が必須**となります。

量によらず、**一回の収集で5,000円以上の費用が必要**で**弊社の立合いも必須**となります。

ゴミの適正収集・分別の適正な対処に向けた責任の所在等



管理施設における「排出者責任」を担い、一元管理を行います。
各、行政などの窓口についても当社となります。
収集運搬費、産業廃棄物処分費などの費用の支払いも一元実施致します。



.....